

## 消費税改正対策セミナー

31年10月消費税大改正・日本初の制度が始まる!!

# 「軽減税率制度・経過措置 インボイス制度」企業の対応

リースや請負工事等の  
契約の経過措置は  
期間があるので要注意

31年10月より消費税率は10%と8%の複数税率になり  
消費税実務はより煩雑に!

軽減税率は、お客様もお店も大混乱することが予想されます  
トラブルを防ぐためにも正しく理解しておきましょう!

31年10月からの消費税10%に伴い、酒類や外食を除く「飲食・食料品や新聞」に、軽減税率が適用となるため、複数税率に対する正しい知識が求められます。

また、前回同様、「経過措置」が設けられているので取引でトラブルにならないよう再確認が必要です。

さらに、新たに導入される「インボイス制度」は、免税事業所にも影響するため内容を良く理解することが大切です。

そこで本セミナーでは、施行前に確認しておくべき改正の内容と企業の対応策についてわかりやすく解説します。



## 【講座内容】

## I. 軽減税率制度の導入に伴う注意点

- ①対象品目と影響のある主な業種
- ②帳簿・請求書等の10%と8%の区分表示方法
- ③売上税額・仕入れ税額の計算の特例
- ④レジの導入やシステム改修等への補助制度

## II. 消費税10%の経過措置

- ①経過措置の概要
- ②住宅等の請負工事に関する税率
- ③家賃・コピー機・重機・車両などのリース料は?
- ④契約更新や契約変更はいつの税率? 他

## III. インボイス制度(方式)の概要と注意点

- ①インボイスとは? いつから導入される?
- ②適格請求書等保存方式とインボイス方式の概要
- ③導入された場合の免税事業者の注意点

## IV. 消費税増税に伴う会社お店の注意点

- ①もう“どんぶり勘定”ではやっていけない
- ②赤字だから関係ない! 税務調査はより厳しく!
- ③適正に価格転嫁できるか? 自腹になるか!

## 講師

山崎税務会計事務所代表

山崎 健

税理士・宅建建物取引士  
AFP・労務管理士



1966年生まれ。東京会計専門学校税理士学科卒業。会計事務所勤務を経て、1995年藤間公認会計士税理士事務所(現・税理士法人 TOMA)に入社。税務・会計・経営・相続等の指導と共に、セミナー講師として活躍。副所長・法人部長を歴任し、2011年独立。企業経営をサポートする業務の傍ら、各種団体等のセミナー講師として活躍中。丁寧で分かりやすい解説に定評がある。

## ■山崎健の他のテーマ

「決算書の読み方・活かし方」  
「キャッシュフロー経営のすすめ」  
「税務調査」上手な対応」  
「最新の税制改正のポイント」  
「事業承継・相続税対策」他多数

\* 120分

\* 交通費は「東京駅」から

◆ご質問・ご相談・お見積など、お気軽にお問合せください。

◆他にも、ジャンルごとに▼ご紹介しております。

有限会社アドニス

検索

研修・セミナー・実技指導

Adonis

有限会社 アドニス

〒331-0801 さいたま市北区今羽町 410-1-405  
TEL.048-666-7745 FAX.048-666-7786  
E-mail 7745@s-adonis.com